

＜参考＞国Q & A（通所リハ）

■事業所規模区分

Q：事業所規模による区分について、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により算定すべき通所サービス費を区分しているが、具体的な計算方法如何。

A：以下の手順・方法に従って算出すること。

①各月（暦月）ごとに利用延人員数を算出する。

②毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数にのみ7分の6を乗じる（小数点第3位を四捨五入）。

③②で算出した各月（暦月）ごとの利用延人員数を合算する。

④③で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。

※②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。

〔具体例〕 6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
延べ人数	305.00	310.50	340.75	345.50	339.25	345.50	350.75	309.50	300.75	310.50	301.00	—
×6/7	—	—	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	—	—	—	—	—
最終人数	305.00	310.50	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	309.50	300.75	310.50	301.00	3313.03

→利用延べ人数（4月～2月）…3313.03人

平均利用延人員数＝3313.03人÷11ヶ月＝301.184…人

【H24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.273「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.2）」（平成24年3月30日）」の送付について 問10】

■規模別報酬関係

Q：事業所規模別の報酬に関する利用者数の計算に当たり、新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は含まれるのか。

A：いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとする。

【H18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A（vol.1） 問46】